

消費生活センターだより

第3号
平成26年10月

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272

10月～12月は千葉県多重債務問題対策強化月間です

消費生活センターでは、借金に悩む方への支援を行っています。相談に来られた方の不安を解消し、弁護士や司法書士の紹介を行うとともに関係機関と連携して生活再建を支援します。直接弁護士等に相談できる相談会やこころの健康相談に対応できる相談会もあります。弁護士等への相談は無料です。費用の心配はなさらず、まずは消費生活センターにお問い合わせください。

多重債務相談の流れ

消費生活センターに相談(無料)

- ・債務状況など内容の整理
- ・債務整理に関する情報提供
- ・弁護士等との面談日時の予約



弁護士・司法書士に相談(無料)

- ・債務整理方法の検討
- ・弁護士費用等の立替制度の利用検討



債務整理の開始

- ・弁護士等が受任通知を貸金業者等に送付すると、取立てが止まる



多重債務の解消・生活再建へ

債務整理の方法



任意整理

弁護士などに依頼して債権者と協議し、返済していく方法。利息の引き直し計算で債務額が減ることもある。

特定調停

簡易裁判所に申し立て、調停委員会が債務者と貸金業者の意見を調整する。

個人再生手続き

地方裁判所に申し立て、借金の一部を原則3年で支払い、残りを免除してもらう制度。

自己破産

地方裁判所に申し立て、審理の後、破産手続きが開始される。資産は失うが、免責が決定されると返済義務がなくなる。

第2回くらしのセミナー

『買い物上手になる方法～食品表示のどこを見る?』

食品を購入する際の大切な情報を食生活に活かしましょう!

日時: 平成26年12月19日(金) 13:30～15:40

場所: 旭市商工会館(旭駅前通り)

講師: 食品表示協会認定講師

申込: 63-7272・62-5874

参加者募集!

予約不要

司法書士・臨床心理士・精神保健福祉士による「こころ」と「いのち」と「おかね」の相談会

11月22日(土) 10:00～16:00

会場: いいおかユートピアセンター

こんな相談がありました ～「買え買え詐欺」に注意！うまい話はありません！～

Q



大手老人ホームを名乗る事業者から「旭市に【ひまわり】という老人ホームができることになったので投資してくれませんか。」と電話があったが断った。その後封書が届き、再度電話があった。言われるまま封書の中身を確認すると「1株150万円」とあり、「3株以上購入して欲しい」と1時間以上しつこく勧誘された。そんな大金はないと何度も断ったが、「電話を切られたら困る、封書を取りに行く」と言われた。何とか電話は切ったが、また勧誘されたらどうしたらよいか。

A



これは、パンフレットを送りつけ、巧みな言葉で勧誘して二セのもうけ話を持ちかける『買え買え詐欺』の手口です。

この相談の場合、老人ホームを建設するのであれば行政機関に届けが出されているはずで、消費生活センターから市役所の担当課に確認するとそのような届けは出されていないとのことでした。

このようなトラブルを防ぐには、留守番電話設定や発信番号の表示サービスを利用して、登録番号以外からの電話には出ないという対策が有効です。電話に出た場合はきっぱりと断り、すぐに電話を切りましょう。

絶対にお金を払わず、家族や身近な人や消費生活センターに相談してください。高齢者に被害が多いため、こまめに連絡をとるなど家族や周囲の人の見守りが大切です。

よく使われるセリフは？

あなただけ、残りわずか
近いうち値が上がる
うちが後から高く買い取る
元本は保証します
代わりに買ってくれたら高値で買い取る
名義を貸してくれたら謝礼を払う
断ると…
裁判になる、家を差し押さえるなどと脅す



こんな人には要注意！

ほめたり、甘いことを言って近づいてくる
公的機関や大企業の名をかたる場合も…

こんな話題で！

i p s細胞、STAP細胞、
東京オリンピック
企業の個人情報漏えいなど
話題性のあるニュースや事件に便乗した話

二次被害にも注意！

一度被害にあった人に「被害を取り戻す」などと言ってお金をだまし取る手口もあります。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の5127（旭市青年の家1階）

月曜日～金曜日（平日）午前9時～午後4時 電話 62-8019・63-7272